都市ガス普及特約割引【付帯契約型】

（選択約款）

令和７年６月１日

伊万里ガス株式会社

目　　　　　次

1.　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2.　付帯契約の種別・割引率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

3.　適用条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

4.　付帯契約の締結及び契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

5.　料　　金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

6.　この選択約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

7.　契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

8.　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

付　則

　1.　実施の期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

　2.　契約期間内における主契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

別表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

1. 目的

都市ガス普及促進割引（以下「この契約」といいます。）は、新築・燃料転換・給湯器燃料切替で、当社の都市ガスをご契約いただけるお客さま向けに、ガス料金の一部を割引する必要事項を定めたものです。

2. 用語の定義

この選択約款において使用する定義は、次のとおりといたします。

(1)「付帯契約」・・ガスの供給及び使用に関する契約（以下、「ガス使用契約」といいます。）に付帯して締結する契約をいいます。

(2)「主契約」・・この選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス使用契約で、当社が定める次の①から④のうち、いずれかの約款にもとづくものをいいます。

① ガス小売供給約款

② 選択約款　家庭用厨房・給湯・暖房契約

③ 選択約款　家庭用給湯暖房契約

④ 選択約款　家庭用コージェネレーション契約

(3)「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分が無い住宅をいい、「併用住宅」とは店舗、作業場事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

(4)「新築」・・新たに住宅を建築することをいいます。

(5)「他燃料切替」・・オール電化住宅または他社プロパンガス、灯油などを熱源とする都市ガスを使用していない住宅が、新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。

(6)「給湯機器」・・温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。

(7)「給湯機器切替」・・弊社都市ガスを使用している住宅で、電気または他社プロパンガス・灯油等を熱源とする給湯器を新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。

(8) その他の用語については、主契約の「用語の定義」のとおりといたします。

3. 付帯契約の種別・割引率

(1) この選択約款にもとづく付帯契約の種別（以下「割引種別」といいます。）及び割引率は、別表のとおりといたします。

(2) この選択約款は、別の選択約款「ガス衣類乾燥機割【付帯契約型】」「移住者応援割引【付帯契約型】との併用も可能といたします。

4. 適用条件

この選択約款は、次の（1）から（4）に定める条件を全て満たし、お客さまが希望する割引種別の適用条件（(5)（6）（7）のいずれか）を満たした場合に適用いたします。

(1)　主契約を締結していること。

(2)　専用住宅または、併用住宅の居室で使用する場合で、1 需要場所内に設置するガスメーターの能力の合計が 16 立方メートル毎時以下である場合

(3)　原則、住宅の所有者と主契約の締結者が同一名義であること。

(4)　主契約の料金の支払いを、原則、口座振替によりお支払いいただくこと。

(5)　新築割の場合

次に掲げる①～③の全てに該当すること。

①　他のガス小売事業者が供給する都市ガスのガス使用契約からの切り替えでないこと。

②　新たにガスを使用開始する住宅が新築であること。

③　新築した住宅の完成日等が、この選択約款実施期日から 12 か月以内であること。この場合、完成日等が判別できる書類を確認させていただくことについて承諾していただけること。

(6)　他燃料切替割の場合

次に掲げる①から③の全てに該当すること。

①　他燃料切替により、新たにガスを使用開始する住宅であること。ただし、同一需要場所で既にこの選択約款で定める新築割、他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。

②　他燃料切替をした住宅の工事完了日が、この選択約款実施期日から 12 か月以内であること。

③　令和 4 年 5 月 1 日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。

(7)　給湯機器切替割の場合

次に掲げる①から③の全てに該当すること。

①　給湯機器切替をした住宅の工事完了日が、この選択約款実施期日から 12 か月以内であること。

②　給湯ガス消費量が 28kW 以上の機器であること。

③　同一需要場所で既にこの選択約款で定める新築割、他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。

5.　付帯契約の締結及び契約期間

(1)　この選択約款にもとづく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。

(2)　この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。

(3)　この選択約款にもとづく付帯契約の申し込みは、別表の割引種別のいずれか一つとしていただきます。

(4)　新築割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同一の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）

から 60 か月目の定例検針日までといたします。

(5)　他燃料切替割の契約期間は契約成立日以降の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同一の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から 36 か月目の定例検針日までといたします。

(6)　給湯機器切替割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同一の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から 24 か月目の定例検針日までといたします。

6. 料金

当社は、各料金算定期間の料金（主契約にもとづき算定した基本料金と従量料金の合計額（以下、「主契約ガス料金」といいます。）に別表の割引率を次の（1）または（2）の方法により適用して算定し、この選択約款にもとづく付帯契約での料金とします。

(1) 主契約ガス料金が早収料金の場合

①　主契約ガス料金（早収料金）に割引率を乗じ割引額を求めます。(小数点以下の端数切り捨て)

②　主契約ガス料金（早収料金）から①の割引額を差し引いた金額を、この選択約款にもとづく付帯契約での早収料金（以下、「割引後早収料金」をいいます。）といたします。(小数点以下切り捨て)。

③　ガス料金が基本料金のみの場合は、本約款は適用いたしません。

(2) 主契約ガス料金が遅収料金の場合

①　割引後早収料金を 3 パーセント割増しした金額を、この選択約款にもとづく付帯契約での遅収料金（以下「割引後遅収料金」といいます。）といたします（小数点以下の端数切り捨て)。

②　割引後遅収料金のお支払い方法は、ガス小売供給約款に定める遅収料金の支払い方法に準じ、早収料金を割引後早収料金として、遅収料金を割引後遅収料金として取り扱います。

③　ガス料金が基本料金のみの場合は、本契約は適用いたしません。

7. この選択約款の変更

(1)　当社は、主契約の供給条件等の変更に伴い、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件等は、変更後の選択約款によります。

(2)　当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が主契約の供給条件等のみを変更する場合は、主契約の供給条件等の規定によります。

8. 契約の解約

(1)　お客さまがこの選択約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめそ

の解約期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2)　この選択約款にもとづく付帯契約は、お客さまが当社に通知された解約期日に解約されます。

(3)　お客さまのガス使用契約に変更のある場合、またはこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの選択約款にもとづく付帯契約を解約することができます。

(4)　当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（3.適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、この選択約款にもとづく付帯契約を相互に解約できるものとします。

(5)　主契約を解約した場合、当該解約の日をもって、この選択約款にもとづく付帯契約の解約期日といたします。

9. その他

この選択約款に定めのないその他の事項については、主契約の供給条件等に定めるとおりといたします。

付　則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和７年６月１日から実施いたします。

2. 契約期間における主契約の変更

この選択約款の適用を受けているお客さまが、この選択約款にもとづく付帯契約の契約期間内で既に締結している主契約を解約し、別の主契約を締結する場合は、締結後の主契約の供給条件等にかかわらずこの選択約款にもとづく付帯契約の契約期間を引き継ぐこととします。この場合、この選択約款にもとづく付帯契約の料金は、新たに契約を締結した主契約ガス料金をもとに算定するものといたします。

別表

割引種別、割引率及び契約期間

この選択約款で定める付帯契約の割引種別、割引率及び契約期間は次のとおりといたします。

割引種別	割引率（1か月につき）	契約期間
新築割	7パーセント	60か月
他燃料切替割	5パーセント	36か月
給湯機器切替割	5パーセント	24か月

都市ガス普及特約割引【付帯契約型】

年　　月　　日

伊万里ガス株式会社に都市ガス普及特約割引を下記のとおり、申し込みます。

申　込　者	（〒　　）　TEL　　（　　） 住所
	お名前
	屋号等
使用者（「申込者」と同一の場合は記入不要）	（〒　　）　TEL　　（　　） 使用場所
	お名前
主契約の約款	①　ガス小売供給約款　　②　家庭用厨房給湯暖房契約 ②　家庭用給湯暖房契約　　④　家庭用コージェネレーションシステム契約

【お客さま番号】

【適用開始日】

年　　月　　日より

※申込日は、申込書が当社へ届いた日といたします。

※適用期間は、下記のとおりとさせて頂きます。

①　新築割　5 年間（60 か月）②他燃料切替割　3 年間（36 か月）

③　給湯機器切替割　2 年間（24 か月）

※この付帯メニューには、適用条件があります。

※本申込書に記載されていない事項は、都市ガス普及特約割引【付帯契約型】によります。

※契約の締結に当たりこの契約申込書を 2 通作成し、お客さまと当社で各 1 部保管します。

所属長	料金担当	担当者